

## セーフティネット認定について【4号・要件緩和】様式第4-③、④、⑤

突発的災害(自然災害等)に起因し売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。前年実績のない創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、突発的災害(自然災害等)の影響を受けている場合、利用できるように認定基準の運用が緩和されています。

### 【要件緩和の対象となる方】

- ・ 業歴3カ月以上1年1カ月未満の事業者
- ・ 前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者  
(要件緩和の対象ではない事業者は、様式第4で申請してください。)

【認定要件】申請には以下要件を満たすことが必要です。

(1) 宜野湾市内に主たる事業所を有すること（法人の場合は本店所在地であること。）

(2) 以下、売上比較方法のいずれかに該当すること

#### ■様式第4-③ 最近1カ月と最近3カ月の売上比較

直近1カ月の売上高等が、直近1カ月を含む最近3カ月間の平均売上高等と比較して、20%以上減少している場合

#### ■様式第4-④ 令和元年12月と最近3カ月の売上比較

直近1カ月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して20%以上に減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して20%以上減少することが見込まれる場合

#### ■様式第4-⑤ 令和元年10-12月と最近3カ月の売上比較

直近1カ月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、20%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれる場合

認定要件に該当する場合は、下記の必要書類をそろえて申請してください。

■必要書類（法人）	
<input type="checkbox"/>	1. 認定申請書
<input type="checkbox"/>	2. 売上高推移表
※様式は宜野湾市産業政策課ホームページからダウンロードできます。	
<input type="checkbox"/>	3. 各月の売上高が確認できる資料 （2. 売上高推移表の根拠となるもの） <u>※コピーをご提出ください。</u> <u>※会社名、代表者名を記入してください。</u>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p><b>直近1カ月の売上高</b></p> <p>※原則、申請月の前月です。</p> <p>試算表、勘定科目残高一覧、 売上台帳、元帳など</p> <p><b>過去の売上高</b></p> <p>損益計算書、法人事業概況説明書など</p> </div> </div>	
<input type="checkbox"/>	4. 履歴事項全部証明書（発行から3カ月以内のもの） <u>※コピーをご提出ください。</u>

その他、申請状況に応じて、別途書類提出をお願いすることがあります。

■必要書類（個人事業主） ※不動産収入のある方は事業収入と合算して計算する必要があります。	
<input type="checkbox"/> 1. 認定申請書	※様式は宜野湾市産業政策課ホームページからダウンロードできます。
<input type="checkbox"/> 2. 売上高推移表	
<input type="checkbox"/> 3. 各月の売上高が確認できる資料 (2. 売上高推移表の根拠となるもの) <u>※コピーをご提出ください。</u> <u>※会社名、代表者名を記入してください。</u>	<p><b>直近1カ月の売上高</b></p> <p>※原則、申請月の前月です。 試算表、勘定科目残高一覧、売上台帳、元帳など</p> <p><b>過去の売上高</b></p> <p>月別売上高が確認できる帳簿など 青色申告の場合は青色申告決算書(P2・月別売上金額)</p>
<input type="checkbox"/> 4. 会社概要 (業種・事業所住所が確認できる書類) <u>※コピーをご提出ください。</u>	<p>①直近の所得税の確定申告書（第一表） ※收受印のあるもの、電子申告の場合は受付日の印字があるもの</p> <p>②下記のうちいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業開業届出書</li> <li>・営業許可証・各種登録証</li> <li>・所得税収支内訳書(一般用)または所得税青色申告決算書(P1)</li> </ul> <p>※事業所所在地の記載があるもの</p>

その他、申請状況に応じて、別途書類提出をお願いすることがあります。

※留意事項

- ① 認定とは別に、金融機関および信用保証協会による審査があります。
- ② 認定の有効期間内（認定書発行の日から起算して30日）に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。
- ③ 認定書交付までに1週間程度かかることがあります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※不明な点がございましたらお問い合わせください。

宜野湾市 市民経済部 産業政策課 098-893-4464